〇北しりべし廃棄物処理広域連合廃棄物の処理に関する条例

制 定 平成 19 年 2 月 15 日条例第 1 号 最近改正 平成 25 年 2 月 14 日条例第 1 号

(目的)

- **第1条** この条例は、広域連合が行う廃棄物の処理に関し必要な事項を定めることを目的とする。 (定義)
- 第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第2条第1項及び第2項、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第6項並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)第2条第4項に定めるもののほか、次に定めるところによる。
 - (1) 資源物 容器包装廃棄物及び新聞、雑誌、書籍その他一般廃棄物のうち、再資源化をすることができるように排出されるものをいう。
 - (2) 粗大ごみ 資源物でない一般廃棄物のうち、最大の辺又は径が1メートルを超えるもの、重量が50キログラムを超えるもの及び0.1立方メートルの直方体の中に納まらないものをいう。
 - (3) 関係市町村 北しりべし廃棄物処理広域連合規約第2条に規定する関係市町村をいう。
 - (4) 生活系廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じる一般廃棄物(し尿を除く。)をいう。
 - (5) 可燃ごみ 資源物及び粗大ごみでない一般廃棄物のうち、紙類、ちゅうかい類、繊維類及び草木類をいう。
 - (6) 不燃ごみ 資源物及び粗大ごみでない一般廃棄物のうち、ビニール類、プラスチック類、ゴム・ 皮革類、ガラス類、陶器類、石類及び金属類をいう。
 - (7) 事業系廃棄物 事業活動 (公共事業、公益事業等の非営利事業活動を含む。) に伴って生じる 一般廃棄物 (し尿を除く。) をいう。
 - (8) 関係町村 小樽市を除く関係市町村をいう。

(対象廃棄物)

- 第3条 広域連合が処理する廃棄物は、関係市町村において排出される次に掲げる廃棄物(以下「対象廃棄物」という。)とする。
 - (1) 生活系廃棄物である可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみ
 - (2) 事業系廃棄物である可燃ごみ
 - (3) 資源物

(処理施設の設置)

- **第4条** 対象廃棄物を処理するため、広域連合にごみ処理施設(以下「処理施設」という。)を設置する。
- 2 処理施設の名称、位置及び対象廃棄物の種類は、次の表のとおりとする。

名	称	位置	対象廃棄物の種類
北しりべし 広域クリー ンセンター	ごみ焼却施設		関係市町村において排 出される可燃ごみ
	リサイクルプラザ	小樽市桃内2丁目 111番地2	小樽市において排出される不燃ごみ、粗大ご み及び関係市町村において排出される資源物
北後志リサイ	クルセンター	余市町栄町461 番地1	関係町村において排出 される資源物

3 処理施設の管理及び運営については、法その他関係法令に定めるもののほか、規則で定める。

(技術管理者の資格)

- 第4条の2 法第21条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。
 - (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。)
 - (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。) 又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学(旧大学令に基づく大学にあっては、土木工学。次号において同じ。)又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。)又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)に基づく中等学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(搬入許可)

- 第5条 処理施設に対象廃棄物を搬入しようとする者(関係市町村及び関係市町村から対象廃棄物の 収集運搬業務委託を受けた者を除く。以下同じ。)は、規則で定めるところにより、あらかじめ、 広域連合長の許可を受けなければならない。
- 2 前項の許可の有効期間(次項の規定により有効期間の更新がされた場合にあっては、当該更新された有効期間。以下同じ。)は、2年とする。
- 3 前項の有効期間の満了の後も引き続き処理施設に対象廃棄物を搬入しようとする者は、規則で定めるところにより、当該有効期間の更新について広域連合長の許可を受けなければならない。
- 4 広域連合長は、第1項の搬入許可及び前項の許可(以下これらを「搬入許可」という。) に必要な条件を付けることができる。
- 5 搬入許可を受けた者は、当該許可事項(規則で定める軽微なものを除く。)に変更が生じたときは、規則で定めるところにより、速やかに、広域連合長の変更の許可を受けなければならない。

(搬入許可の基準)

- 第6条 広域連合長は、法第7条第1項の許可を受けている者以外の者に搬入許可をしてはならない。 2 広域連合長は、処理施設の管理又は運営上支障があると認めるときは、法第7条第1項の許可を
- 受けている者であっても、搬入許可をしないことができる。

(許可証及び計量カードの交付)

第6条の2 広域連合長は、搬入許可をしたときは、規則で定めるところにより、廃棄物搬入許可証 及び計量カードを当該申請者に交付する。

(搬入許可の取消し等)

- **第7条** 広域連合長は、搬入許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該 許可を取り消し、又は期間を定めてその効力を停止することができる。
 - (1) 虚偽の申請により搬入許可を受けたとき。
 - (2) 法第7条第1項の許可を取り消されたとき又はその期間が満了したとき。
 - (3) 法その他関係法令、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
 - (4) 搬入許可に付けた条件に違反したとき。

(手数料)

- **第8条** 搬入許可を受けようとする者又は搬入許可を受けた者でその許可事項の変更の許可を受けようとするものが当該申請をするときは、その者から、別表第1に掲げる事務の区分に応じ、同表に定める手数料を徴収する。
- 2 搬入許可を受けた者が第3条第1号の粗大ごみ又は同条第2号の可燃ごみを処理施設に搬入する ときは、その者から、別表第2に掲げる処理区分に応じ、同表に定める手数料を徴収する。
- 3 広域連合長が特別な理由があると認めて、規則で定める処理施設の開場時間外に前項に規定する 廃棄物を受け入れる場合における別表第2の規定の適用については同表中「71円」とあるのは「8 8円」と、「48円」とあるのは「60円」とし、規則で定める処理施設の休場日に同項に規定す る廃棄物を受け入れる場合における同表の規定の適用については同表中「71円」とあるのは「9 5円」と、「48円」とあるのは「64円」とする。
- 4 第1項及び第2項の手数料の徴収方法その他必要な事項については、規則で定める。 (委任)
- 第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 (準備行為)
- **2** 搬入許可及びこれに関し必要な手続は、この条例の施行前においても、この条例の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日から平成20年3月31日までの間における第8条及び別表の規定の適用については、同条第2項中「71円」とあるのは「46円」と、「88円」とあるのは「57円」と、「48円」とあるのは「31円」と、「60円」とあるのは「38円」と、「95円」とあるのは「62円」と、「64円」とあるのは「41円」と、同表中「71円」とあるのは「46円」と、「48円」とあるのは「31円」とする。
- 4 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間における第8条及び別表の規定の適用については、同条第2項中「71円」とあるのは「61円」と、「88円」とあるのは「76円」と、「48円」とあるのは「41円」と、「60円」とあるのは「51円」と、「95円」とあるのは「82円」と、「64円」とあるのは「55円」と、同表中「71円」とあるのは「61円」と、「48円」とあるのは「41円」とする。

附 則 (平 25. 2. 14 条例 1)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の第5条第1項の規定によりされている搬入許可については、この条例の施行の日において改正後の同項の規定によりされた搬入許可(以下単に「搬入許可」という。)とみなす。
- 3 前項の規定によりみなされた搬入許可の有効期間の満了する日は、改正後の第5条第2項の規定 にかかわらず、平成25年6月30日とする。

別表第1 (第8条関係)

事務の区分	手数料の名称	手数料の額	
第5条第1項の規定に基づく搬入 許可の申請に対する審査	搬入許可申請手数料	1件につき 1,000円	
第5条第3項の規定に基づく搬入 許可の更新の申請に対する審査	搬入許可更新申請手数料	1件につき 1,000円	
第5条第5項の規定に基づく搬入 許可の変更の申請に対する審査	搬入許可変更申請手数料	1件につき 1,000円	

別表第2 (第8条関係)

処理区分	手数料の名称	手数料の額
第3条第2号の可燃ごみの処理	ごみ焼却処理 手数料	搬入量10キログラムまでごとに71円
第3条第1号の粗 大ごみの処理	粗大ごみ処理 手数料	搬入量10キログラムまでごとに48円